

豊川市防犯ボランティア活動支援費補助金制度（説明資料）

豊川市では、安全・安心なまちづくりの実現に向け、自主的に防犯活動を行っている団体に対し、市の予算の範囲内において補助金を交付しております。

◆対象団体

防犯に資する活動に取り組んでいる自主活動団体であって、次に掲げる活動のうち2つ以上の活動をしている15名以上の会員で構成された団体

- （１）防犯に関する啓発活動
- （２）防犯巡回活動
- （３）防犯を目的とした環境の整備に関する活動

◆補助対象経費

上記の3つの活動に要した経費のうち、下記のもの。

- （１）物品及び消耗品に関する経費
- （２）ポスター、ビラ等の印刷に関する経費
- （３）研修のための会場借借り上げ等に関する経費
- （４）青色回転灯搭載車による防犯パトロールに係る燃料費
- （５）その他市長が補助の対象として認めた経費

◆補助金額

補助金の交付額は、以下の合計額とします。

- ①均等割額（1団体あたり） 17,000円
- ②会員数割額（1人あたり） 100円(上限10,000円)
- ③車両数割額（1台あたり） 1,300円
- ④物品割額（1人あたり） 130円(上限13,000円)

【例】会員80名、青色パトロール車両5台の団体の場合

- ①均等割額 17,000円(一律17,000円)
- ②会員数割額 8,000円(100円×80名=8,000円)
- ③車両数割額 6,500円(1,300円×5台=6,500円)
- ④物品割額 10,400円(130円×80名=10,400円)
- 補助金額合計 41,900円

※人数、青パト台数の基準日は当該年度の4月1日とし、会員数割額及び物品割額は100人を上限とします。

◆その他

申請書等の押印は不要です。また、年度末の実績報告の際の領収証の写しも添付不要です。領収書は、各団体にて保管をお願いします。

年度末の実績報告時に団体の支出額が補助額を下回る場合、差額を返金していただくことになります。上記の補助対象経費をご確認いただき、積極的に活用していただきたいと存じます。

その他、補助金についてご質問がございましたら、担当中村までお問合せください。